

(証券コード 2128)

平成21年3月10日

株 主 各 位

東京都港区麻布台一丁目7番2号  
(本社 東京都中央区銀座一丁目8番14号)  
株 式 会 社 ノ バ レ ー ゼ  
代表取締役社長 浅 田 剛 治

### 第9期定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第9期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年3月25日(水曜日)午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年3月26日(木曜日)午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号  
東京国際フォーラム ガラス棟 会議室G409
3. 目的事項  
報告事項 第9期(平成20年1月1日から平成20年12月31日まで)事業報告および計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役8名選任の件  
第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.novarese.co.jp>)に修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成20年1月1日から  
平成20年12月31日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国の経済は、米国サブプライムローン問題に端を発した世界的な金融市場の混乱および景気後退による急速な雇用情勢の悪化が見られるなど、景気全体としては弱い動きの中で推移いたしました。また、こういった状況から製造業をはじめとする主要な産業においては設備投資額の減少や生産調整を強いられるなど、企業業績の悪化が深刻化する状況が続いております。今後においても当該環境が好転する気配が感じられず当面は厳しい状況が継続するものと考えております。

当社が属するブライダル業界全体におきましては、景気後退により個人消費が弱い動きで推移している状況等により当業界全体としては縮小傾向が懸念される中、当社が施行しておりますハウスウェディング（ゲストハウス）スタイルでの挙式・披露宴につきましては、年々需要が増加するなど引き続き市場の拡大が続いております。一方、様々なブライダル情報がインターネット等で容易に入手可能な環境が整ってきたことにより、顧客のニーズも多様化し、ブライダル業界におきましては販売状況の二極化が顕著になると思われます。

このような状況の中、当社は多様化する顧客のニーズに対応した営業戦略と付加価値の高いサービスの提供およびブランド戦略を活かした店舗展開を推進した結果、前期比増収増益を達成することができました。

当事業年度において実施した店舗展開といたしましては、自社施設として平成20年4月にドレスショップ『エクリュスポーゼ町田店』（東京都町田市）および10月には『エクリュスポーゼ高崎店』（群馬県高崎市）ならびに挙式・披露宴会場として都市型ゲストハウス『高崎モノリス』（群馬県高崎市）を11月にそれぞれ開店いたしました。また、平成20年1月に『ピエール・ガニエール・ア・東京』（東京都港区）、2月には『ホテル ザ・エルシィ町田』（東京都町田市）、6月には『アークヒルズクラブ』（東京都港区）と業務提携を推進し、婚礼プロデュース業務の受託拡大に努め

ました。なお、前事業年度に新規開業した店舗ならびに既存店におきましては、概ね計画どおりに推移しました。

この結果、当事業年度の売上高は前述のとおり堅調に推移し9,342百万円（前期比20.3%増）を計上することができました。利益面につきましては、新たに仕入一括購買を実施するなどコスト節減に努め、店舗数の増加や内部管理体制の強化を図ったこと等による販売費及び一般管理費の増加分を吸収して、営業利益は1,472百万円（前期比20.4%増）を計上することができました。また、経常利益は1,511百万円（前期比20.8%増）、当期純利益は795百万円（前期比17.5%増）となり利益面につきましては期初予測を上回るすることができました。

#### A. 婚礼プロデュース事業

当事業年度には都市型ゲストハウス1拠点を開店したこと、また、業務提携により3拠点の業務受託の拡大に努めたこと、ならびに前事業年度に開店した郊外型ゲストハウス1拠点、都市型ゲストハウス2拠点および再生型リゾートホテル1拠点が通年で業績に寄与したため、婚礼プロデュース事業の売上高は3,577百万円（前期比22.3%増）となりました。

#### B. 婚礼衣裳事業

当事業年度にはドレスショップ『エクリュスポーゼ』2店舗を開店したこと、また、前事業年度に開店したドレスショップ『エクリュスポーゼ』3店舗が通年で寄与したことに加え、挙式・披露宴会場の新規出店および業務提携を推進したことなどに伴い、婚礼プロデュース事業から顧客の紹介が増加したため、婚礼衣裳事業の売上高は1,962百万円（前期比15.6%増）となりました。

#### C. ホテル・レストラン事業

婚礼プロデュース事業と同様に、当事業年度に挙式・披露宴会場1拠点を開店したこと、また、前事業年度に開店した挙式・披露宴会場4拠点が通年で寄与したため、ホテル・レストラン事業の売上高は3,802百万円（前期比21.0%増）となりました。

事業部門別売上高は、次のとおりであります。

事業部門	売上高(千円)	構成比(%)	前期比(%)
婚礼プロデュース事業	3,577,702	38.3	122.3
婚礼衣裳事業	1,962,429	21.0	115.6
ホテル・レストラン事業	3,802,677	40.7	121.0
合計	9,342,809	100.0	120.3

② 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は433百万円であり、その主な内容は、挙式・披露宴会場ならびにドレスショップ設備の取得に係る投資額329百万円、レンタル衣裳を含む工具器具備品の取得に係る投資額83百万円であります。

なお、設備投資に要した資金は、自己資金および金融機関からの借入により充当いたしました。

③ 資金調達の状況

当事業年度において設備投資等に要した資金としまして、金融機関からの借入金により、500百万円の資金調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 6 期 平成17年12月期	第 7 期 平成18年12月期	第 8 期 平成19年12月期	第9期(当期) 平成20年12月期
売 上 高(千円)	3,670,658	5,630,730	7,765,802	9,342,809
経 常 利 益(千円)	610,084	940,265	1,251,796	1,511,977
当 期 純 利 益(千円)	293,137	525,707	677,352	795,900
1株当たり当期純利益(円)	19,569.92	34,285.00	13,260.81	15,313.26
総 資 産(千円)	2,342,237	4,454,048	5,256,278	6,398,550
純 資 産(千円)	578,473	1,888,868	2,566,394	3,258,478

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）に基づき算出しております。
2. 1株当たり当期純利益の算定にあたっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準委員会平成14年9月25日企業会計基準第2号）および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会平成14年9月25日企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。
3. 第7期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
4. 第7期の純資産の増加は、平成18年10月18日を払込期日とする公募増資（ブックビルディング方式による募集）による新株式発行（1,500株）および同年11月17日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資による新株式発行（375株）を実施したことによるものであります。
5. 平成18年12月31日を基準日として平成19年1月1日付をもって株式1株につき3株の株式分割を行っております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社がターゲットとしている年齢層は年々減少傾向にあり、また、同世代の未婚率は逆に増加する傾向にありますが、当社は、他社との差別化を図り、顧客からの支持を得るため、以下の課題に対応してまいります。

① 積極的な店舗展開

当社は、挙式・披露宴会場の出店候補地を、商圈規模、地域特性、ロケーションなどの立地条件と店舗採算を総合的に勘案し決定しておりますが、中でもロケーションによって店舗収益が左右されることからこれを最優先課題として考えております。この課題に対応するため、独立した専門組織である店舗開発室が柱となり、当該事業用地の物件に係る情報収集チャンネルの拡大、迅速な対応を通じて積極的な店舗展開を推進してまいります。

② 認知度向上のためのプロモーション戦略

当社は、挙式施行の稼働率を高めるため、認知度向上のプロモーション戦略を重要な課題として考えております。この課題に対応するため、ブライダル情報誌やグルメ情報誌などのマスメディアに加え、地域を限定したテレビコマーシャル、インターネットを活用した結婚情報サイトおよびレストラン情報サイトなどプロモーション戦略を推進してまいります。

③ 商品ラインナップの拡充

当社は、多様化する顧客ニーズへの対応を図るとともに、潜在化する顧客ニーズを喚起できる企画提案を重要な課題として考えております。この課題に対応するため、婚礼衣裳事業においては自社デザイナーによるオリジナルドレスの作成などラインナップ拡充を推進してまいります。

④ 人材の確保と育成

ブライダル事業においては、挙式・披露宴のプロデュースやウェディングドレスのレンタル・販売を担当する場合、顧客ニーズを的確に捉えた企画・提案が必要であり、商品知識と熟練した技術が要求されます。スタッフ育成には一定の教育期間を要するため、挙式・披露宴会場ならびにドレスショップの店舗展開と人材採用・育成とのバランスをとりながらサービ

スの維持・向上に努めております。人事政策につきましては、年間を通じて柔軟かつ機動的な採用を行うとともに、ジョブローテーションの実施や、事業分野にとらわれない組織改編による組織の活性化、明確な目標設定とその実現、さらに、各種インセンティブの支給を含めた人事政策により、従業員のモチベーション向上を図る方針であります。

⑤ 衛生管理

当社は、食品衛生法に基づき所轄保健所より営業許可証を取得し、すべての挙式・披露宴会場に食品衛生責任者を配置しております。また、食中毒等の防止のため食品衛生マニュアルを策定し、定期的な検便や日常の体調管理など従業員の衛生管理や品質管理を徹底しております。さらに専門機関による定期的な各種衛生検査を実施するなど、衛生管理の充実を図ってまいります。

⑥ 内部統制、リスクマネジメント、コンプライアンス

第10期より適用となる内部統制の整備・運用には外部コンサルタントの導入や実行委員会を立ち上げるなど積極的に取り組んでまいります。またリスクマネジメントならびにコンプライアンスについても委員会等で定期的に業務の見直しを行い、全社への徹底を図ってまいります。

以上、当社を取り巻く経営環境は、異業種からの参入などを含め、同業他社との競合激化が加速化するものと思われませんが、株主の皆様のご期待にお応えできるよう経営課題達成に注力し、収益の確保、ひいては企業価値の向上に努めてまいります。株主の皆様におかれましては、何卒一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (平成20年12月31日現在)

事業部門	主な事業内容
婚礼プロデュース事業	挙式・披露宴の企画立案および運営
婚礼衣裳事業	婚礼衣裳のレンタルおよび販売
ホテル・レストラン事業	婚礼飲食およびランチ・ディナーなどの一般飲食ならびに宿泊

## (6) 主要な営業所 (平成20年12月31日現在)

区分	名称	所在地
本 社		東京都港区
ゲストハウス	宇 都 宮 モ ノ リ ス	栃木県宇都宮市
	高 崎 モ ノ リ ス	群馬県高崎市
	大 宮 モ ノ リ ス	さいたま市大宮区
	葵 モ ノ リ ス	名古屋市東区
	北 山 モ ノ リ ス	京都市左京区
	心 齋 橋 モ ノ リ ス	大阪市中央区
	芦 屋 モ ノ リ ス	兵庫県芦屋市
	ア マ ン ダ ン ヒ ル ズ	神奈川県厚木市
	ア マ ン ダ ン ヴ ィ ラ	石川県かほく市
	ア マ ン ダ ン テ ラ ス	名古屋市天白区
	ア マ ン ダ ン ラ イ ズ	浜松市中区
	ザ ロイヤル ダイナスティ	さいたま市大宮区
	ホ テ ル 諏 訪 湖 の 森	長野県諏訪市
ドレスショップ	ノ バ レ ー ゼ 青 山	東京都港区
	ノ バ レ ー ゼ 銀 座	東京都中央区
	ノ バ レ ー ゼ 横 浜	横浜市中区
	ノ バ レ ー ゼ 金 沢	石川県金沢市
	ノ バ レ ー ゼ 名 古 屋	名古屋市中区
	ノ バ レ ー ゼ 京 都	京都市下京区
	ノ バ レ ー ゼ 大 阪	大阪市北区
	ノ バ レ ー ゼ 神 戸	神戸市中央区
	エクリュスポーゼ宇都宮店	栃木県宇都宮市
	エクリュスポーゼ高崎店	群馬県高崎市
	エクリュスポーゼ大宮店	さいたま市大宮区
	エクリュスポーゼ町田店	東京都町田市
	エクリュスポーゼ諏訪店	長野県諏訪市

区分	名称	所在地
	エクリュスポーゼ浜松店	浜松市中区
	エクリュスポーゼ高知店	高知県高知市

(注) 本社は平成21年3月2日に東京都中央区に移転しております。

(7) 従業員の状況 (平成20年12月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
327(145)名	37(13)名増	29.5歳	2.1年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含んでおりますが、派遣社員は含んでおりません。)は、最近1年間の平均人員を( )内に外数で記載しております。
2. 従業員数が37名増加しておりますが、主として業容拡大に伴う期中採用によるものであります。

(8) 主要な借入先 (平成20年12月31日現在)

借入先	借入金残高(千円)
株式会社日本政策投資銀行	250,000
株式会社みずほ銀行	218,976
株式会社三菱東京UFJ銀行	200,000
株式会社りそな銀行	91,677
株式会社十六銀行	65,000
株式会社三井住友銀行	56,900

## 2. 株式の状況（平成20年12月31日現在）

① 発行可能株式総数 115,200株

② 発行済株式の総数 52,143株

（注）新株予約権の行使により、発行済株式の総数は129株増加しております。

③ 株主数 907名

④ 発行済株式（自己株式を除く）の総数の10分の1以上の数の株式を有する株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 (株)	出 資 比 率 (%)
浅 田 剛 治	19,200	37.9
株 式 会 社 M Y T	6,500	12.8

（注）出資比率は自己株式（1,544株）を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権等に関する事項

(イ) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成20年12月31日現在）

発行決議の日	平成17年6月2日	平成17年12月28日
新株予約権の数	133個	30個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	399株	90株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり23,334円	1株当たり70,000円
新株予約権の行使期間	平成19年6月3日から 平成22年6月2日	平成19年12月29日から 平成22年12月28日
新株予約権の行使の条件	(注) 1	(注) 1
新株予約権の譲渡制限および取得に関する事項	(注) 2	(注) 2

(当社役員保有状況)

発行決議の日	平成17年6月2日			平成17年12月28日		
	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役	133個	399株	2人	30個	90株	1人
社外取締役	一個	一株	一人	一個	一株	一人
監査役	一個	一株	一人	一個	一株	一人
社外監査役	一個	一株	一人	一個	一株	一人

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、会社または関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有している者とする。ただし、会社の取締役・監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、相続人による権利行使は認めないものとする。
- ③ その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡制限および取得に関する事項

- ① 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
- ② 新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を要するものとする。
- ③ 会社が消滅事項となる合併契約が承認されたとき、会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ④ 新株予約権は、新株予約権者が新株予約権の行使条件に該当しなくなった場合に、その新株予約権を無償で取得する。
- ⑤ その他の消却事由および取得条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

(ロ) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

(ハ) その他新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項（平成20年12月31日現在）

##### ① 取締役および監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当および他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	浅田 剛治	
取締役	林 眞治	営業本部長
取締役	田中 雅樹	管理本部長
取締役	鶴田 真巳	経営戦略室長
取締役	植野 真理子	首都圏支社長
取締役	磯道 直人	北関東支社長
常勤監査役	武者 優	
監査役	藤原 宏章	
監査役	森 耕平	森総合会計事務所所長

- (注) 1. 監査役藤原宏章、森 耕平の両氏は、社外監査役であります。
2. 監査役藤原宏章氏は財務経理ならびに監査の分野で40年以上の豊富な経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
3. 監査役森 耕平氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有する者であります。

##### ② 事業年度中に退任した取締役および監査役

退任時の会社における地位	氏 名	退任時の担当および他の法人等の代表状況等	退 任 日	退任理由
取締役	石山 一夫	管理本部長	平成20年3月28日	辞 任
取締役	大西 邦憲	広報宣伝室長	平成20年3月28日	辞 任
監査役	羽田 恒太		平成20年3月28日	任期満了

③ 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	8名	102,159千円
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	11,154千円 (4,704千円)
合 計 (うち社外役員)	12名 (2名)	113,313千円 (4,704千円)

- (注) 1. 上記には、平成20年3月28日開催の第8期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成14年8月30日開催の第2期定時株主総会決議において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成14年8月30日開催の第2期定時株主総会決議において年額50,000千円以内と決議いただいております。
5. 上記のほか、平成19年3月28日開催の第7期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。
- 退任監査役 1名 3,970千円

④ 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会には、監査役藤原宏章氏は、20回のうち19回に出席し、監査役森 耕平氏は、20回のうち16回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べております。

当事業年度開催の監査役会には、監査役藤原宏章氏および監査役森 耕平氏は、15回のすべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

監査法人 トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

19,000千円

#### ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

19,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
取締役は、企業活動の健全性を確保するため、自ら率先して法令・定款を遵守するとともに、取締役および従業員の具体的な行動指針として制定した「企業行動憲章」を周知徹底させ、企業理念の実現を図るものといたします。  
取締役会は、コンプライアンスのための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、定期的に状況報告を受けます。  
取締役の職務執行の適法性を確保するため、強力な牽制機能が図られるよう社外取締役制度を導入いたします。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に従い、保存および管理を行います。取締役および監査役が、常時これらの文書等を閲覧できる体制を整えております。  
これらの事務については、管理本部長が所管し、運用状況の検証、見直しの経過などを定期的に取締役会に報告しております。  
なお、業務を効率的に推進するため、業務システムのIT化を推進いたします。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
各部署の業務に付随するリスク管理は当該部署が行い、全社的もしくは部署横断的なリスク管理は管理本部総務人事部が行うこととしております。  
リスク管理委員会を定期的に開催するとともに、内部監査室は「内部監査規程」に基づき、定期的に内部監査を実施し、その結果を社長に報告しております。  
リスクが顕在化し、重大な影響を及ぼすと予想される場合、対応責任者として担当役員を定め、迅速かつ適切な情報伝達と対応が可能な体制を構築することとしております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
取締役会は経営理念に基づき、この実現に向け中期経営計画および年度経営計画を策定し、全社的な目標を定めております。  
取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を毎月1回開催し、また必要と認められるときには臨時で適宜開催しております。  
取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織管理規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」において、それぞれの責任者およびその責任、職務執行手続きの詳細について定めております。  
支社長等以上により構成される会議を定期的に開催し、業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から協議いたします。  
ITの活用により随時業績状況をデータ化し、取締役会の迅速かつ適切な意思決定に活用いたします。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
役職者の職務を執行する上で、法令および定款に適合し、かつ企業としての社会的責任を果たすことを最重要と位置付け、企業理念、行動指針および企業行動憲章に則り、代表取締役社長が繰り返しコンプライアンスの重要性を役職者に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底しております。

コンプライアンス担当部署を管理本部総務人事部とし、定期的にコンプライアンス委員会を開催して全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努めるとともに、マニュアルおよび関連する法令等を社内に周知徹底させ、企業倫理の遵守と誠実な企業運営の浸透を図っております。

全ての利害関係者から継続的な信頼を得るために、反社会的勢力や団体に関しては毅然たる態度で対応いたします。

反社会的勢力への対応統括部署を管理本部とし、管理本部長が反社会的勢力の不当要求に対処いたします。また、警察をはじめとする関係行政機関と連絡を取り、反社会的勢力に関する情報を収集いたします。

コンプライアンス委員会を中心に、従業員に講習会、セミナー等で反社会的勢力排除に向けた周知徹底を図っております。

役職者がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、すみやかに担当部署に報告する体制とし、重大性に応じて取締役会が再発防止策を決定するなど、全社的にその内容を周知徹底いたします。

社長直属の内部監査室は、コンプライアンスの状況を定期的に監査し、社長に報告することとしております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合には、当社は必要に応じて監査役の職務の補助をなす従業員を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容については、監査役会の意見を十分考慮して検討いたします。

当該使用人は、その職務の遂行に関して取締役の指揮命令は受けないものといたします。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき従業員の任命、異動等の人事については、監査役会の意見を尊重した上で行うものとしております。

⑧ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項が発生するおそれがある、あるいは発生した場合、また、取締役による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役がその職務遂行上、報告を受ける必要があると判断した事項について、すみやかに報告、情報提供を行うものとしております。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

役職者の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努めるとともに、監査役の職務である取締役会をはじめとする重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、必要に応じて取締役および使用人の説明を求めるなどの職務が円滑に行える体制を整えております。また、代表取締役社長および監査法人とそれぞれ定期的な意見交換会を開催することとしております。

(注) この事業報告に記載の金額および株式数は、単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(平成20年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,896,377</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>2,621,940</b>
現金及び預金	1,484,788	買掛金	459,934
売掛金	148,445	1年以内返済予定の長期借入金	449,308
商 品	30,632	未払金	585,121
原 材 料	28,302	未払費用	67,575
貯 蔵 品	51,006	未払法人税等	499,867
前 渡 金	7,721	未払消費税等	117,302
前払費用	67,808	前受金	417,731
繰延税金資産	50,039	預り金	17,332
その他	27,632	前受収益	7,676
<b>固 定 資 産</b>	<b>4,502,173</b>	その他	90
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>3,765,593</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>518,132</b>
建 物	3,282,442	長期借入金	433,235
構 築 物	268,035	役員退職慰労未払金	70,280
車 両 運 搬 具	4,774	長期前受収益	14,617
レンタル衣裳	71,241		
工具器具備品	131,198	<b>負 債 合 計</b>	<b>3,140,072</b>
建設仮勘定	7,900	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>27,279</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>3,258,478</b>
商 標 権	31	資 本 金	580,789
ソフトウェア	23,490	資 本 剰 余 金	440,339
その他	3,757	資 本 準 備 金	440,339
<b>投資その他の資産</b>	<b>709,300</b>	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>2,306,829</b>
出 資 金	20	利 益 準 備 金	160
長期貸付金	194,136	その他利益剰余金	2,306,669
長期前払費用	47,076	繰越利益剰余金	2,306,669
繰延税金資産	56,164	<b>自 己 株 式</b>	<b>△69,480</b>
差入保証金	400,480	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>3,258,478</b>
保険積立金	3,023	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>6,398,550</b>
その他	8,400		
<b>資 産 合 計</b>	<b>6,398,550</b>		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(平成20年1月1日から  
平成20年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
<b>売 上 高</b>		<b>9,342,809</b>
<b>売 上 原 価</b>		<b>4,240,089</b>
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>5,102,719</b>
販売費及び一般管理費		3,630,683
<b>営 業 利 益</b>		<b>1,472,036</b>
<b>営 業 外 収 益</b>		
受 取 利 息	3,503	
受 取 手 数 料	30,099	
受 取 祝 金 収 入	2,438	
保 険 解 約 返 戻 金	10,634	
そ の 他	5,995	52,671
<b>営 業 外 費 用</b>		
支 払 利 息	12,358	
そ の 他	371	12,730
<b>経 常 利 益</b>		<b>1,511,977</b>
<b>特 別 損 失</b>		
固 定 資 産 除 却 損	34,479	34,479
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>1,477,497</b>
法人税、住民税及び事業税	706,948	
法 人 税 等 調 整 額	△25,351	681,597
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>795,900</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

（平成20年1月1日から）  
（平成20年12月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本							純資産合計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式		株 主 資 本 計 合
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合計			
平成19年12月31日残高	579,284	438,834	438,834	160	1,548,115	1,548,275	-	2,566,394	2,566,394
当事業年度中の変動額									
新 株 の 発 行	1,505	1,505	1,505	-	-	-	-	3,010	3,010
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	△ 37,346	△ 37,346	-	△ 37,346	△ 37,346
当 期 純 利 益	-	-	-	-	795,900	795,900	-	795,900	795,900
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	△69,480	△69,480	△69,480
当事業年度中の変動額合計	1,505	1,505	1,505	-	758,554	758,554	△69,480	692,084	692,084
平成20年12月31日残高	580,789	440,339	440,339	160	2,306,669	2,306,829	△69,480	3,258,478	3,258,478

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## (重要な会計方針に係る事項)

### 1. 資産の評価基準および評価方法

たな卸資産の評価基準および評価方法

#### ①商品

婚礼衣裳

個別法による原価法を採用しております。

その他

最終仕入原価法による原価法を採用しております。

#### ②原材料・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

建物（附属設備を除く）については定額法を、それ以外は定率法を採用しております。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、3年間で均等償却しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年～41年
構築物	10年～30年
車両運搬具	6年
レンタル衣裳	2年
工具器具備品	2年～15年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### (3) 長期前払費用

均等償却によっております。

### 3. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

金利スワップ

(ヘッジ対象)

借入金

③ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ契約を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(5) 表示方法の変更

(保険解約返戻金)

従来、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「保険解約返戻金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため個別掲記しております。なお、前事業年度の営業外収益の「その他」に含まれている「保険解約返戻金」は2,311千円であります。

(貸借対照表関係に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

1,278,308千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式 普通株式(注1)	52,014	129	—	52,143
自己株式 普通株式(注2)	—	1,544	—	1,544

- (注) 1. 発行済株式数の増加129株は平成17年新株予約権の予約権行使による増加であります。  
2. 自己株式数の増加1,544株は取締役会議に基づく自己株式の取得による増加であります。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年3月28日 定時株主総会	普通株式	37,346	利益剰余金	718	平成19年 12月31日	平成20年 3月31日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるものは次のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年3月26日 定時株主総会	普通株式	40,580	利益剰余金	802	平成20年 12月31日	平成21年 3月27日

3. 当事業年度末における新株予約権の目的となる株式数

- (1) 平成17年6月2日開催の臨時株主総会決議によるストック・オプション  
972株

- (2) 平成17年12月28日開催の臨時株主総会決議によるストック・オプション  
570株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産（流動）	
未払事業税	33,460
未払事業所税	3,927
未払費用	9,690
その他	2,960
小計	50,039
<b>繰延税金資産（流動）の純額</b>	<b>50,039</b>
繰延税金資産（固定）	
固定資産除却損	13,393
役員退職慰労未払金	28,603
リース料否認	15,383
その他	1,757
小計	59,138
繰延税金負債（固定）	
リース債務	2,974
小計	2,974
<b>繰延税金資産（固定）の純額</b>	<b>56,164</b>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(%)
法定実効税率	40.7
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1
住民税等均等割	1.3
留保金課税	3.6
その他	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.1

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、厨房機器、空調機器、家具、音響機器および電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンスリース契約により使用しております。

1. リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および期末残高相当額

(単位：千円)

	取得原価相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
建物附属設備	50,254	42,336	7,918
工具器具備品	178,782	134,168	44,614
合計	229,037	176,504	52,532

2. 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

1年内	41,906千円
1年超	13,807千円
合計	55,714千円

3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額および減損損失

支払リース料	51,176千円
減価償却費相当額	46,764千円
支払利息相当額	2,606千円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

**(1 株当たり情報に関する注記)**

1 株当たり純資産額	64,398円08銭
1 株当たり当期純利益金額	15,313円26銭

**(追加情報)**

(減価償却方法の変更)

当事業年度から、法人税法改正に伴い平成19年3月31日以前に取得したのものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年度から5年間で均等償却する方法によっております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成21年2月18日

株式会社ノバレーゼ  
取締役会 御中

#### 監査法人トーマツ

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	永 田 高 士 ㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	松 本 保 範 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ノバレーゼの平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」

（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成21年2月26日

株式会社ノバレーゼ監査役会

常勤監査役 武者 優 ㊟

社外監査役 藤原 宏章 ㊟

社外監査役 森 耕平 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要な課題として認識しており、企業体質の一層の強化と内部留保の充実を考慮し、当社の経営成績および財政状態、事業計画等を総合的に勘案した上で、剰余金の配当を継続的に行うことを基本方針としております。

このような方針に基づき、平成20年12月期におきましては、当事業年度の剰余金の配当を1株当たり802円といたしたいと存じます。

#### 1. 配当財産の種類

金銭とする。

#### 2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金802円

総額 40,580,398円

#### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年3月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 事業内容の多様化と今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条の事業目的を追加するものであります。
- (2) 当社は、分散している本社事務所を集約・統合し、本社機能の強化と一層の効率化を図るため、平成21年3月2日に本社機能を東京都港区より東京都中央区に移転しており、これに伴い定款に定める本店所在地につきましても実態にあわせて東京都中央区に変更するものであります。
- (3) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）が平成21年1月5日に施行され、当社が発行する普通株式が電子化されたことから、同法の規定により平成21年1月5日付で廃止されたものとみなされた現行定款第7条を削除するとともに、現行定款第9条および第14条について所要の変更を行うほか、条数の調整を行うものであります。
- (4) 今後の業容拡大に備えて経営体制の強化を図るため、現行定款第17条に定める取締役員数を現行の7名以内から10名以内に変更するものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～6. (条文省略)</p> <p>7. 冠婚葬祭用品の贈答品、記念品、引き出物の卸および販売</p> <p>8. ～14. (条文省略)</p> <p>15. 衣料品、服飾雑貨、日用雑貨品の輸出入、卸、販売および賃貸</p> <p>16. ～26. (条文省略)</p> <p>(本店所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～6. (現行どおり)</p> <p>7. 冠婚葬祭用品の贈答品、記念品、引き出物の製造、卸および販売</p> <p>8. ～14. (現行どおり)</p> <p>15. <u>生花</u>、衣料品、服飾雑貨、日用雑貨品の輸出入、卸、販売および賃貸</p> <p>16. ～26. (現行どおり)</p> <p>(本店所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都<u>中央区</u>に置く。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第8条 (条文省略) (株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第10条～第13条 (条文省略) (決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主(実質株主を含む。以下同じ。)の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第15条～第16条 (条文省略) (員数)</p> <p>第17条 取締役は、7名以内とする。</p> <p>第18条～第43条 (条文省略)</p>	<p>&lt;削 除&gt;</p> <p>第7条 (現行どおり) (株主名簿管理人)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>&lt;削 除&gt;</p> <p>第9条～第12条 (現行どおり) (決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第14条～第15条 (現行どおり) (員数)</p> <p>第16条 取締役は、10名以内とする。</p> <p>第17条～第42条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>&lt;新 設&gt;</p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p>&lt;新 設&gt;</p>	<p style="text-align: center;">(附則)</p> <p><u>第1条</u> 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p><u>第2条</u> 前条および本条は平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削るものとする。</p>

### 第3号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役6名全員は任期満了となります。また、第2号議案「定款一部変更の件」におきまして、今後の業容拡大に備えて、経営体制の強化を図るため現行定款第17条に定める取締役員数を10名以内とすることをご提案しております。つきましては、第2号議案が原案どおり承認されることを条件として、新任取締役2名を含めた取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社株式の数 (平成20年12月31日現在)
1	浅田 剛治 (昭和44年9月12日生)	平成4年4月 株式会社リクルート入社 平成5年11月 株式会社東海会館華寿殿 (現株式会社シャンテ) 入社 平成8年4月 同社代表取締役 平成12年9月 同社代表取締役辞任 平成12年11月 株式会社ワーカホリック (現株式会社ノバレーゼ) 設立 代表取締役社長 (現任)	19,200株
2	林 眞治 (昭和39年6月6日生)	平成13年10月 株式会社ザ・ウィンザー・ホテルズ インターナショナル 入社 ザ・ウィンザーホテル 洞爺大阪営業所長 平成16年3月 株式会社セラヴィリゾート 泉郷入社 ホテルアンビエ ント堂島 (現堂島ホテル) 副総支配人 平成19年4月 当社入社 ホテル・レスト ラン事業部長 平成19年7月 当社営業本部長兼ホテル・ レストラン事業部長 平成20年1月 当社営業本部長 平成20年3月 当社取締役営業本部長 (現 任)	10株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社株式の数 (平成20年12月31日現在)
3	田中雅樹 (昭和39年4月7日生)	昭和62年4月 日榮建設工業株式会社(現株式会社アゼル) 入社 平成16年5月 同社経営企画部長 平成18年4月 株式会社ホリウチコーポレーション入社 経理部長 平成19年4月 同社執行役員管理副本部長 平成20年2月 当社入社 平成20年3月 当社取締役管理本部長(現任)	12株
4	鶴田真巳 (昭和47年10月17日生)	平成10年4月 株式会社シャンテ入社 平成12年11月 株式会社ワーカホリック(現株式会社ノバレーゼ)入社 常勤監査役 平成15年5月 当社プロデュース事業本部長 平成15年8月 当社最高執行責任者 平成17年2月 当社内部監査室長 平成19年4月 当社店舗開発室長 平成20年1月 当社経営戦略室長 平成20年3月 当社取締役経営戦略室長 平成21年1月 当社取締役店舗開発室長(現任)	1,073株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社 株式の数 (平成20年12月31日現在)
5	植野 真理子 (昭和46年3月23日生)	平成10年6月 株式会社シャンテ入社 平成13年1月 株式会社ワーカホリック (現株式会社ノバレーゼ) 入社 平成14年3月 当社ノバレーゼ名古屋 ディビジョンマネージャー 平成16年9月 当社ノバレーゼ大阪 ディ ビジョンマネージャー 平成17年2月 当社婚礼衣裳事業部長 平成20年1月 当社首都圏支社長 平成20年3月 当社取締役首都圏支社長 (現任)	1,190株
6	磯道 直人 (昭和50年8月15日生)	平成10年4月 株式会社ニーズ入社 平成13年7月 株式会社ワーカホリック (現株式会社ノバレーゼ) 入社 平成16年9月 当社埼玉ディビジョン ディビジョンマネージャー 平成19年7月 当社婚礼プロデュース事業 部長 平成20年1月 当社北関東支社長 平成20年3月 当社取締役北関東支社長 (現任)	101株
7	竹本 英高 (昭和42年1月18日生)	平成元年4月 株式会社リクルート入社 平成12年4月 同社「ゼクシィ東海版」編 集長 平成15年10月 同社「ゼクシィ首都圏版」 「ゼクシィMOOKシリー ズ」編集長 平成19年10月 同社「コレカラ」副編集長 平成21年1月 当社入社 販売戦略室長 (現任)	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社株式の数 (平成20年12月31日現在)
8	石塚 銃 男 (昭和16年4月22日生)	昭和39年4月 富士火災海上保険株式会社入社 平成3年6月 同社取締役市場開発部長 平成6年6月 同社常務取締役関西本部副本部長 平成12年6月 同社代表取締役専務取締役 平成14年4月 同社代表取締役社長兼CEO (最高経営責任者) 平成16年6月 同社取締役会長	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 石塚銃男氏は、社外取締役候補者であります。
3. 石塚銃男氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、経営陣の一層の強化を図り、あわせて取締役会による取締役の監督機能強化を図ることができるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 石塚銃男氏が取締役に選任された場合は、会社法第427条第1項の規定により、当社との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役藤原宏章氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の 株式数 (平成20年12月31日現在)
藤原宏章 (昭和15年12月29日生)	昭和39年4月 兼松株式会社入社 昭和61年4月 兼松エレクトロニクス株式会 社出向 昭和62年6月 同社取締役 平成5年6月 同社常務取締役 平成11年6月 同社専務取締役 平成13年6月 兼松株式会社監査役 平成15年4月 中小企業総合事業団(現独立 行政法人中小企業基盤整備機 構) 経営実務支援専門員 平成17年3月 当社監査役(現任)	20株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 藤原宏章氏は、社外監査役候補者であります。
3. 藤原宏章氏を社外監査役候補者とした理由は、財務経理ならびに監査の分野で40年以上の豊富な経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有する者であることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- なお、同氏の当社社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 藤原宏章氏が監査役に選任された場合は、会社法第427条第1項の規定により、当社との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

以上